

事 務 連 絡
令和 6 年 9 月 2 0 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課
厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

令和 6 年度の「風しんの追加的対策」にかかる対応について（協力依頼）

平素より、感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

令和 6 年度の「風しんの追加的対策」にかかる対応については、「令和 6 年度の「風しんの追加的対策」にかかる対応について（協力依頼）」（令和 6 年 3 月 18 日付け事務連絡）によりお示しているところですが、今般、その取扱にかかる疑義解釈資料を別紙 1 及び 2 のとおり取りまとめましたので御連絡いたします。

また、令和 6 年度の「風しんの追加的対策」にかかる実施機関の対応について、別紙 3 のとおり公益社団法人日本医師会宛てに通知しておりますので、参考としていただきますよう御願い致します。

なお、都道府県におかれましては、管内市区町村に周知いただくとともに、別紙 4 を参照の上、市区町村から域内にある実施機関や対象者に対する実施予定・体制に基づいた周知や勧奨を行っていただけるよう、格段の御配慮を御願い致します。

記

<参考>

- ・ 別紙 1 風しんの追加的対策 Q&A（自治体向け）
- ・ 別紙 2 令和 6 年度の運用と流れについて【全体概要】
- ・ 別紙 3 日本医師会宛事務連絡
- ・ 別紙 4 対象者、医療機関への案内
- ・ 参考 1 都道府県宛事務連絡（令和 6 年 3 月 18 日付事務連絡）
- ・ 参考 2 覚書

風しんの追加的対策 Q&A（自治体向け）

2024 年 9 月 20 日作成

<令和 6 年度の運用と流れについて>

問 1 「クーポン券の有効期限については令和 7 年 2 月末までを基本とする」と記載されていますが、基本とする対応とはどのようなことでしょうか。

答

まず、風しんの追加的対策に関して、都道府県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）が集合契約に基づいて代行する請求・支払い事務が、令和 7 年 3 月 10 日（必着）までに受け付けられた分をもって終了するため、**抗体検査の実施については、事務簡便化の観点からこの期限と連動させて令和 7 年 2 月末で終了することをご提案しております**（これが「基本」の意味するところです）。

一方で予防接種については、予防接種法に基づく接種は同年 3 月末までとされているため、ご注意ください。冒頭に記載の通り、令和 7 年 3 月 1 日から 3 月末までの間の予防接種については国保連合会による市区町村間をまたいだ請求・支払いの調整ができなくなり、その期間の予防接種については、各市区町村で請求の受理・支払い事務を処理していただくこととなります。（そのため、風しんの追加的対策の対象者に対して、令和 7 年 3 月については、住民票所在地の市区町村に所在する医療機関等で接種を受けることを勧奨すること考えられます。）

同様に、抗体検査を 3 月末まで実施する場合は、上記予防接種に係る対応に準じてください。抗体検査及び予防接種について、令和 7 年 3 月実施分は費用の請求・支払い事務がそれ以前分と異なることも踏まえ、各実施機関や対象者に対して、各自治体における実施予定・体制に基づいた周知や勧奨を、前もって丁寧に行っていただくことにご協力をお願いいたします。

別紙 2「令和 6 年度の運用と流れについて」もご参照ください。

<抗体検査を令和 7 年 3 月末まで実施する場合の対応について>

問 2 クーポンの有効期限は「令和 7 年 2 月末までを基本とする」と記載されていますが、すでにクーポンの有効期限を「3 月末まで」と印刷しています。抗体検査の有効期限を 3 月末までとしてクーポン券を発行することは可能でしょうか。その場合、令和 7 年 3 月分は代行機関（国保連合会）への請求・支払いができないため、市区町村は医療機関へ支払うということになりますでしょうか。

答

抗体検査のクーポン券を、令和 7 年 3 月末までの有効期限として発行し、それを活用することは差し支えありません。

問 1 で記載したように、3 月 1 日から 3 月末までの間にクーポン券を使用した抗体検査を実施した場合、その抗体検査に係る請求・支払い事務については、各市区町村において処理していただくこととなります。

令和 7 年 3 月末まで抗体検査を実施する市区町村におかれましては、特に令和 7 年 3 月分

の費用請求・支払い事務がそれ以前分と異なることを、検査実施機関に向けて周知いただくとともに、風しんの追加的対策の対象となる方に対して問1の事項の丁寧な周知・勧奨をお願いいたします（別紙4参照）。（厚生労働省からも、公益社団法人日本医師会に対して、令和7年3月分の費用請求・支払い事務がそれ以前と異なる旨をご案内し、会内での周知にご協力をいただいております）

<令和7年3月実施分の予防接種の対応について>

問3 3月末まで、昭和37年度から昭和53年度までの方は定期予防接種の対象となっておりますが、クーポン券の期限を2月末までに設定した市区町村は、3月中に定期予防接種として実施された方への費用について、その他の定期予防接種と同じように対応する必要があるという理解でよろしいでしょうか。（例：定期予防接種の乗り入れ契約の変更契約、接種者の実費負担に対する償還払い）

答

ご認識のとおりです。

<契約内容の変更について>

問4 市区町村の判断により、令和7年3月末を期限とするクーポンにより抗体検査・予防接種を無料実施する場合、令和7年3月1日～3月31日実施分についても、全国知事会と日本医師会による「風しんの抗体検査及び第5期の定期接種に係る委託契約書」（第7条第3項）の範囲内ではあるため、別途、市区町村と医療機関との契約は不要という認識でよいでしょうか。

答

ご認識のとおりです。令和7年3月1日～3月31日実施分については、全国知事会と日本医師会による「風しんの抗体検査及び第5期の定期接種に係る委託契約書」の範囲内であるため、抗体検査及び予防接種の実施に当たっての市区町村と医療機関との別途の契約締結は不要です。

問5 本事業の支払い業務は、都道府県知事から代行機関である都道府県国保連合会に委託する契約となっています。令和7年3月末までクーポン券の使用期間を設定した場合、市区町村では、支払い事務を行わないことになっていると思われるところ、令和7年3月分の費用の請求や支払いの具体的な事務については、何に基づいてどのようにしたらよいでしょうか。

答

国保連合会との「風しん抗体検査及び定期の予防接種の費用の支払に係る委託契約」は令和7年3月末までとなっておりますが、集合契約に係る請求・支払い事務処理は令和7年3月10日（必着）までの提出分をもって終了します。そのため、「委託料を、審査を終えた日の属する月の翌月末日までに丁に支払うものとする。」に基づき、市区町村と医療機関で直接請求・支払い事務処理を行っていただくこととなります。

請求及び支払いに使う書類については、以下の厚生労働省ホームページから市区町村別請求書をダウンロードの上、ご活用ください。

※市区町村別請求書の様式はこちらに掲載しています。

厚生労働省HP「様式等（風しんの追加的対策関係）市区町村別請求書」

URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000116890_00001.html

<補助金の申請について>

問6 3月まで抗体検査を実施した場合、3月分の抗体検査委託料は補助金の申請額に計上することは可能でしょうか。

答

3月分の抗体検査委託料は、感染症予防事業費国庫負担（補助）金特定感染症検査等事業（緊急風しん抗体検査等事業）の申請額に計上することは可能です。

問7 抗体検査のクーポン券の有効期限を2月末までとした場合も、3月末まで無料で抗体検査を実施してもよいでしょうか。

答

3月分の抗体検査委託料は感染症予防事業費国庫負担（補助）金特定感染症検査等事業（緊急風しん抗体検査等事業）の申請額に計上することは可能であるため、3月末まで無料とすることも可能です。なお、集合契約に係る請求・支払い事務処理は問1を参考にしてください。

<過誤調整について>

問8 3月10日までに請求された分に係る過誤調整等については、3月11日以降も国保連合会で対応可能でしょうか？それとも、3月10日までに請求された分であっても、3月11日以降に生じた過誤調整等については、市区町村で対応する必要がありますでしょうか。

答

令和7年3月末までは「風しんの抗体検査及び風しんの第5期の定期接種に係る過誤調整事務マニュアル」に応じて国保連合会が過誤調整及び未請求分・再請求分への対応をすることとなります。令和7年3月末までの過誤調整に係る事務に関する問い合わせは、各国保連合会へご確認ください。4月以降の過誤調整及び未請求分・再請求分への対応は、実施機関と市区町村でご対応ください。

問9 市区町村が国保連合会から事務を引き継ぐことについて、引き継ぎの方法など、今後詳細が示されますでしょうか？

答

今後、引継ぎ方法などの詳細について示す予定は特段ありませんので、必要に応じて国保連合会へ個別にご確認ください。

<費用請求について>

問 10 令和 7 年 3 月実施分は、代行機関（国保連合会）への請求・支払いができないため、医療機関から市区町村へ直接請求する必要があるということでしょうか。

答

ご認識の通りです。令和 7 年 3 月 1 日から 3 月末までの間に実施した抗体検査及び予防接種に係る費用について、実施機関は、令和 7 年 4 月 10 日までに、市区町村別請求書、クーポン券が貼付された受診票又は予診票とともに形式に編綴し、クーポン券を発行した市区町村に直接提出することになります。

なお、令和 7 年 3 月実施分の請求が誤って国保連合会へ送達された場合、原則実施機関へ返戻されることとなります。

<居住地外接種分の費用請求について>

問 11 ある自治体において、3 月末までのクーポン券を発行しており、他の自治体でクーポン券による抗体検査および予防接種を実施した場合の請求については、どのように対応したらよろしいでしょうか。

答

令和 7 年 3 月 1 日から 3 月末までの間、国保連合会による市区町村間をまたいだ請求・支払い事務の調整ができなくなり、その期間の抗体検査および予防接種については、請求の受理・支払いは各市区町村で事務进行处理していただくこととなります。住民票所在地以外で抗体検査および予防接種が発生した場合は、実施機関は、クーポン券を発行した市区町村に居住地外実施分に係る請求書等を直接提出することになります。

<麻しん・風しん混合ワクチン（MR）供給不足について>

問 12 MR ワクチンの供給量が不足しているため、風しん単独ワクチンで対応したい。

答

今般のMRワクチンの製造販売者による自主回収等

（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou03/index_00002.html）に伴い、乾燥弱毒生風しんワクチンを接種に利用される場合、令和 2 年 3 月 31 日付け集合契約の覚書に基づき実施いただくことや、必要に応じ医療機関と個別契約を結ぶ等で、通常の定期接種として実施ください。

※風しんの追加的対策において風しん単独ワクチンを使用する方法例

- ・委託料を予め記入した請求書様式を自治体のHPで公開し、風しん単独ワクチンを使用した場合はその請求書様式で直接医療機関から自治体に請求してもらう。
- ・自治体内の医療機関と風しん単独ワクチンの実施に係る契約を別途結び、自治体内での風しん単独ワクチンでの実施・請求を可能とする。

以上

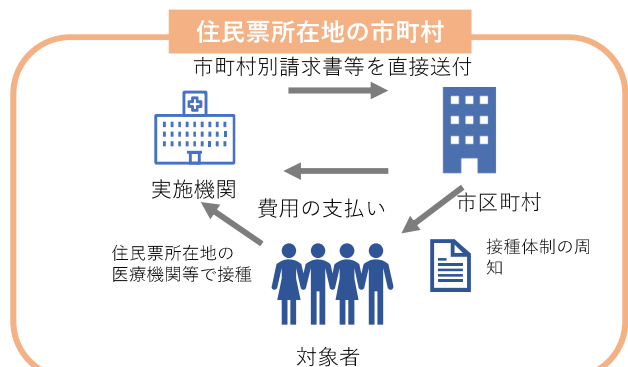
令和6年度の運用と流れについて

別紙2

- 都道府県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」）が集合契約に基づいて代行する請求・支払い事務は、令和7年3月10日（必着）までに受け付けられた分をもって終了となるため、抗体検査および予防接種に係るクーポン券の有効期限については令和7年2月末を基本としている。
- **抗体検査の実施については、事務簡便化の観点からこの期限と連動させて令和7年2月末で終了することを推奨。**
- 予防接種については、予防接種法に基づく接種は同年3月末までとされているため留意されたい。なお、令和7年3月1日から3月末までの間の抗体検査および予防接種に係る国保連合会による市区町村間をまたいだ請求・支払い事務の調整はできなくなるため、その期間の請求の受理・支払いは各市区町村で事務を処理していただく。
- 市区町村においては、各実施機関や対象者に対して、前もって実施予定・体制に基づいた周知や推奨を実施していただきたい。

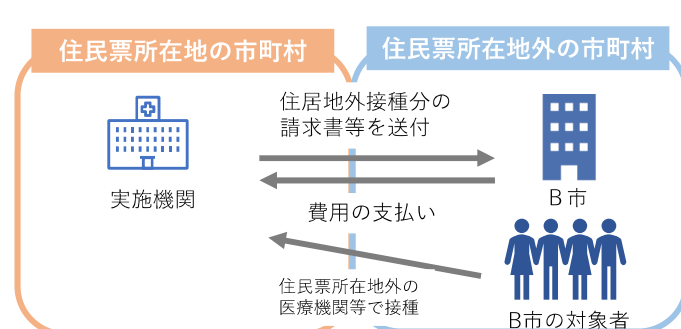
基本とする対応

- **抗体検査の実施については、令和7年2月末で原則終了とすることを推奨。** その場合、同年3月の請求・支払いに係る対応は原則不要。
- 3月1日から3月末までの間、予防接種においては、住民票所在地の市区町村に所在する医療機関等での接種を推奨。その期間の請求の受理・支払いに関する事務手続等は各市区町村でご対応いただく。



基本外の対応

- 令和7年3月末まで抗体検査を実施する場合は、左記の基本とする対応に準じること。
- 同年3月に、住民票所在地以外で抗体検査および予防接種が発生した場合は、実施機関はクーポン券の発行した市区町村に請求書等を直接提出していただく。



事 務 連 絡
令和 6 年 9 月 1 9 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課
厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

令和 6 年度の「風しんの追加的対策」にかかる対応について（協力依頼）

風しんの追加的対策については、対象者の抗体保有率を令和 7 年 3 月末までに 90%に引き上げるという目標を掲げており、貴会におかれましては、これまでもその実施に御協力をいただき、感謝申し上げます。

風しんの追加的対策は、令和 6 年度末で終了予定であり、都道府県及び市町村（特別区を含む。）に、別紙 1 のとおり、クーポン券の発行等について、対応を依頼しております。

これに伴い、実施機関においても御対応いただきたい事項を、以下のとおりまとめましたので、内容について御了知いただくとともに、関係機関に周知をお願いいたします。

記

1 都道府県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）による請求・支払い事務処理の終了について

集合契約に基づいて国保連合会が代行する請求・支払い事務が、令和 7 年 3 月 10 日（必着）をもって終了いたします。

各実施機関におかれましては、令和 7 年 3 月分の費用請求については、クーポン券を発行した市区町村へ、直接費用の請求を行っていただくようお願いいたします。（別紙 2）

2 市区町村別請求書について

令和 7 年 3 月 1 日から 3 月末までの間に実施した抗体検査及び予防接種に係る費用について、各実施機関におかれましては、令和 7 年 4 月 10 日までに、市区町村別請求書、クーポン券が貼付された受診票又は予診票とともに所定の形式に編綴し、クーポン券を発行した市区町村へ送付をお願いいたします。

※市区町村別請求書の様式はこちらに掲載しています。

厚生労働省HP 様式等（風しんの追加的対策関係）「市区町村別請求書」

URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000116890_00001.html

3 過誤調整について

令和7年3月末までは、「風しんの抗体検査及び風しんの第5期の定期接種に係る過誤調整事務マニュアル」に応じて国保連合会が過誤調整及び未請求分・再請求分への対応を実施します。同年4月以降の過誤調整及び未請求分・再請求分への対応は、各実施機関と市区町村とで相談・連携の上、ご対応ください。令和7年3月末までの過誤調整に係る事務に関する問い合わせは、各国保連合会へご確認ください。

4 乾燥弱毒生麻疹風しん混合ワクチン（MRワクチン）の製造販売業者による自主回収への対応について

今般のMRワクチンの製造販売業者による自主回収

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou03/index_00002.html) に伴い、MRワクチンの本対策への供給が不足する医療機関があるかと存じます。

定期予防接種として乾燥弱毒生風しんワクチン（風しん単独ワクチン）を使用することが可能ですが、「風しんの追加的対策」において風しん単独ワクチンを使用して予防接種を実施される場合は、通常の実施スキームと異なるため、予め対象者の住民票のある市区町村にご確認ください。

<参考>

- ・ 別紙1 令和6年度の「風しんの追加的対策」にかかる対応について（協力依頼）
- ・ 別紙2 令和6年度の運用と流れについて

風しん抗体検査

45歳～62歳（昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれ）の男性の皆様へ

風しんの無料クーポン券による抗体検査・予防接種は

2024年度末で終了予定です。

令和7年2月末までに抗体検査・予防接種を受けましょう。

「風しん」は風しんウイルスによっておこる急性の感染症です。
非常に強い感染力をもち、**症状が出る前や無症状でも、人から人へうつる可能性があります。**
妊婦の方が感染すると、生まれてくる赤ちゃんに重篤な影響がある可能性があります。
ワクチンで風しんを予防し、自分も、周りも、未来の命も守ることに協力ください。

1

職域の定期健康診断等

職域の定期健康診断等の機会に**クーポン券を持参するだけ※1**で、風しん抗体検査もできます。
風しん抗体検査に余分な時間はかかりません。

2

人間ドック

ドックを受ける時に**クーポン券を持参するだけ※2**で、風しん抗体検査もできます。

3

医療機関受診

病院に**クーポン券を持参するだけ※2**です。

3月に抗体検査・予防接種を受ける場合は、
以下の医療機関で受けてください。

自治体が**無料クーポン券**を発行しています！



※1 職場によって、対応は異なります。クーポン券使用の可否は、ご自身の職場にご確認下さい。

※2 医療機関によっては、クーポン券が使えない場合もあるため、事前にお問い合わせください。

風しん抗体検査・予防接種 実施医療機関一覧

病院名	所在地	電話	抗体検査	予防接種



風しん対策の詳しい情報については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

風しんの追加的対策

検索

医療機関のご担当者へ
風しんの抗体検査・予防接種における対応について、ご協力をお願いいたします。

風しんのクーポン券による抗体検査・予防接種は、
2024年度末で終了予定です。〇〇市での対応は以下の通りです。

- 抗体検査のクーポン券の有効期限は令和7年2月末までです。抗体検査の実施については、令和7年2月末で終了としてください。
- 予防接種のクーポン券の有効期限は令和7年2月末までです。3月1日から3月末までの間、クーポン券を使用した予防接種は、国保連合会による市区町村間、都道府県間の請求・支払い事務の調整ができなくなるため、〇〇市の対象者には、原則、住民票所在地の市区町村に所在する医療機関等で予防接種を受けていただくよう周知しています。

以下の3点について、ご確認、ご協力をお願いします。

1

〇〇県国保連合会による請求・支払い事務処理の終了について

国保連合会が代行する、集合契約における請求・支払い事務が令和7年3月10日（必着）をもって終了するため、期限までに請求書等を送付ください。

2

市町村別請求書はクーポン券を発行した市区町村へ送付をお願いします。

令和7年3月1日から3月末までの間に実施した予防接種に係る費用について、4月10日までに市区町村別請求書、クーポン券が貼付された受診票または予診票とともに、クーポン券を発行した市区町村へ送付してください。

様式はこちら：mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000116890_00001.html



3

令和7年3月の〇〇市における風しん予防接種実施機関は
以下の医療機関で実施してください。

風しんの抗体検査・予防接種 実施医療機関一覧

病院名	所在地	電話	抗体検査	予防接種



風しん対策の詳しい情報については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

風しんの追加的対策

検索

事務連絡
令和6年3月18日

各 〔 都 道 府 県 〕
〔 保健所設置市 〕 衛生主管部（局） 御中
〔 特 別 区 〕

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課
厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

令和6年度の「風しんの追加的対策」にかかる対応について（協力依頼）

平素より、感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

風しんについては、これまで風しんの定期の予防接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性（令和6年1月時点で44歳から61歳）を対象とする「風しんの追加的対策」において、令和7年3月までに、本対策の対象者の抗体保有率を90%に引き上げるという目標を掲げています。当該目標を達成するためには、令和7年3月までに抗体検査を約920万人に受けていただく必要があることから、本対策の対象者に対してクーポン券の早期発行や普及啓発を行うことが非常に重要です。

「風しんの追加的対策」については、これまで「風しんの追加的対策に係る対応について（協力依頼）」（平成31年2月22日付け健健発0222第5号・健感発0222第2号厚生労働省健康局健康課長・結核感染症課長通知）等により、必要な対応に御協力いただいていたところですが、今般、令和6年度に都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）において御対応いただきたい事項を、下記のとおりまとめました。

つきましては、下記事項について御了知いただくとともに、関係者への周知等を図っていただき、令和6年度も「風しんの追加的対策」にかかる御協力をお願いいたします。

記

1 令和6年度のクーポン券発行対象者について

- (1) 市区町村は、令和6年度の本対策として、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性のうち、過去にクーポン券の使用が確認出来ない者に対し、クーポン券の再発行及び送付を行うこと。

なお、風しんの抗体検査および予防接種に係るクーポン券の有効期限については令和7年2月末を基本とし、他方で、予防接種法に基づく接種は同年3月末までとされているため、対応には留意すること。

- (2) 令和6年度当初からクーポン券を使用できるよう、早期にクーポン券が対象者の手元に届くように準備を進めること。
- (3) 4月1日前後は市区町村間の住民異動が多いことから、転入者については令和6年4月末までにクーポン券を一括で発行・送付することが望ましい。
- (4) 市区町村の転出があった場合には、送付されたクーポン券が使用できないため、クーポン券の送付時に、転出先で再発行が必要である旨を対象者に周知すること。

2 令和5年度までに発行されたクーポン券の取扱いについて

- (1) 上記1のとおり令和6年度のクーポン券の発行を行わない場合、令和5年度までに発行されたクーポン券は、例外的に令和7年2月まで使用可能とする。
- (2) 前項の対応を行った場合には、クーポン券未使用であった者に対して、再勧奨を行うこと。
- (3) 市区町村の転出があった場合には、令和5年度までに送付されたクーポン券が使用できないため、再勧奨の際に、転出先で再発行が必要である旨を対象者に周知すること。
- (4) 有効期限を延長したクーポン券で、委託料を改定したものについては、実施機関において、当該クーポン券を発行した市区町村の委託料改定の有無を確認(※以下4(2)で示す新旧価格表を使用。)し、クーポン券面額に変更がある場合は、旧金額に取り消し線を引き、その下部に改定後の金額を記載する。実施機関は、クーポン券を貼付した予診票の合計金額を請求金額として取りまとめの上、代行機関を通じて市区町村へ請求を行うものとする。
- (5) なお、委託料が改定された市区町村のクーポンであっても、実施機関において委託料の訂正がなされない(印刷済みの券面額がそのまま表示されたクーポンを代行機関に提出する)場合は、印刷済みの券面額により市区町村に請求される。このため、市区町村においては、改定後(令和6年度)の委託料と改定前(令和元年度から令和5年度)の委託料の両方の請求に対応する必要がある。

3 前倒し発行したクーポン券の取扱いについて

令和5年度の当初に発行したクーポン券と、令和5年度末に前倒し発行した令和6年度用のクーポン券の券面額が異なる場合については、令和5年度中は、いずれも有効期間内であることから、実施機関は、印刷済みの券面額に基づき請求を行うものとする。このため、市区町村においては、改定後の委託料と改定前の委託料の両方の請求に対応する必要がある。

4 委託料改定を行う場合の手順

- (1) 委託料を改定する場合は、改定前の金額及び改定後の金額を、令和6年3月27日までに、別紙様式により、各都道府県担当において管内市区町村分を取りまとめ、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課へ報告すること。
- (2) 厚生労働省は、実施機関や代行機関等において委託料の確認を行えるよう、価格改定のあった市区町村について、新旧価格表を作成し、公表(周知)する。

※ 市区町村が委託料を改定する場合には、当該市区町村の新旧の委託料を公表するとともに、全国の実施機関等に目視での対応を求めることとなることについて、関係者と理解を共有しておく必要がある。また、当該市区町村内の実施機関への取扱いの周知については、当該市区町村が、関係者と協力の上遺漏なきを図るものとする。

5 その他

風しん対策の実施率の向上には、広報等を充実させ、認知度を向上させることも重要であるため、更なる啓発に努めること。なお、厚生労働省においても、ホームページで関連情報まとめたページを作成するとともに、啓発用ポスター（別紙１～３）を作成しているので、周知・啓発にあたってはこれらを活用されたい。

（参考１）厚生労働省ホームページ：企業における風しん対策

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/rubella/index_kigyo.html

（参考２）厚生労働省ホームページ：風しんの追加的対策について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/rubella/index_00001.html

（参考３）普及啓発サイト（厚生労働行政推進調査事業費の新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業「風しん第5期定期接種の対策期間延長における風しん予防接種促進に関する研究」より）

<https://www.cider.osaka-u.ac.jp/rubella/>

※令和６年３月２５日に更新予定のため、ポスターをダウンロードする場合は、３月２５日以降に行っていただきますようお願いいたします。

6 事務処理について

都道府県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）との「風しん抗体検査及び定期の予防接種の費用の支払に係る委託契約」は令和７年３月末までであるが、集合契約に係る請求・支払い事務処理は令和７年３月１０日（必着）までの提出分をもって終了すること、提出期限を過ぎると国保連合会にて過誤調整及び未請求分・再請求分への対応が出来なくなることから、市町村が国保連合会から引き継ぎ医療機関等と直接対応することとなりますので、その旨、管下市区町村等への周知の方よろしくお願いいたします。

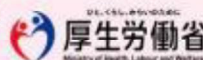


風しんのクーポン
有効期限は原則
**2025年
2月末まで**

愛する娘の結婚式 私は腕を組んで入場できなかった



本ポスターは、厚生労働行政推進事業費の新興・再興感染症及び予防接種推進事業「風しん第3期定期接種の付帯期間延長における風しん予防接種率に関する研究」の成果物です



自治体から送られているクーポン券で抗体検査と予防接種が無料

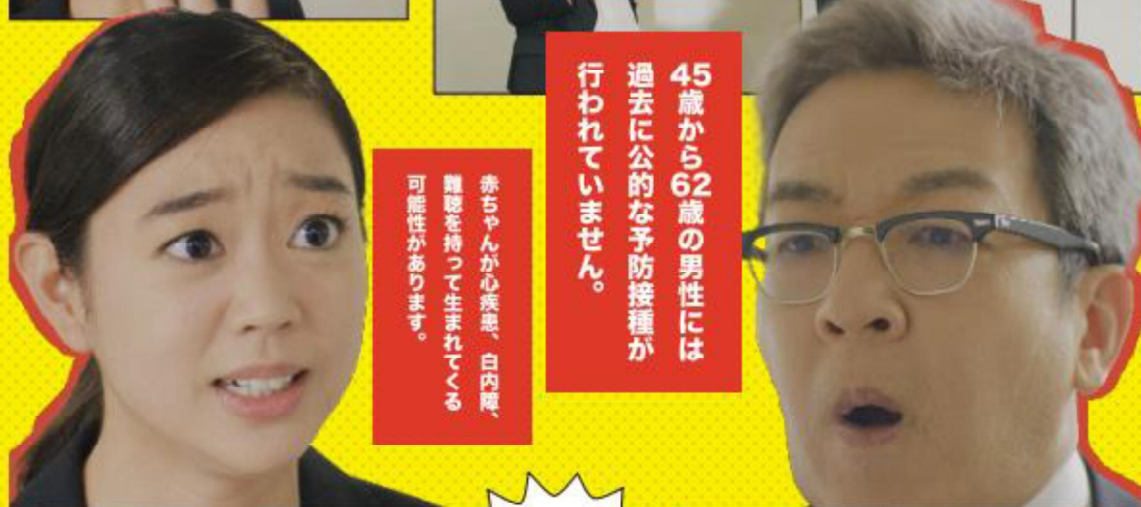
風しん 厚生労働省

検索





部下と成功を喜び合えなかった



自治体から送られているクーポン券で抗体検査と予防接種が無料

風しん 厚生労働省

検索



※このスクリーンは、厚生労働省の政策推進の目的、関係自治体及び関係機関の協力を得て作成されています。風しん予防接種の重要性を広く周知し、接種率向上を図ることを目的としています。

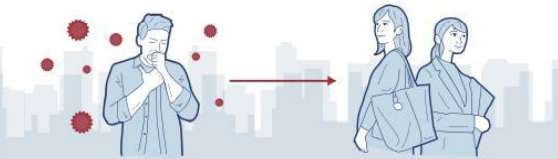
(別紙3)

45～62歳男性の皆様へ

風しんの抗体を持っていると 思い込んでいませんか？

1：この年代の男性には、公的な予防接種が行われていません
2：他の感染症の水ぼうそう・はしかと混同している場合があります

**あなたがきっかけで、妊娠初期の女性が風しんに感染すると
赤ちゃんが心疾患・白内障・難聴をもって生まれる可能性があります**



未来の子どもたちを守るために『無料の抗体検査』を受けましょう！

ステップ1

二次元コードから医療機関を検索し、
抗体検査の予約をする



ステップ2

抗体検査を受ける

月 日 年 時 分

風しんの抗体検査のクーポン券の有効期限は基本的に2月末です！

45 - 62 歳男性の『あなた』は、風しんに感染する可能性が高いです



1962 年 4 月 2 日～1979 年 4 月 1 日生まれの男性は、過去に公的な予防接種が行われていなかったために、他の世代よりも抗体保有率が低く、風しんに感染するリスクが高くなっています。

自覚症状が少ないため、電車や職場などが集まる場所で、気づかない内に周囲の人たちに感染を広げてしまうおそれがあります。

出典：国立感染症研究所、2020 年度調査

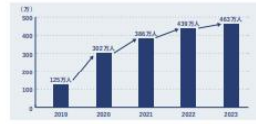
風しんとは

感染者の咳やくしゃみ、会話などで飛び散る飛沫（しぶき）を吸い込んで感染します。小児は発熱、発疹、首や耳の後ろのリンパ節が腫れて、顔面に出ます。まれに高熱や脳炎になって入院することもあります。成人は高熱・発疹の発現化・関節痛など重症化の可能性があります。

先天性風しん症候群とは

妊娠初期（20 週以前）に風しんに感染すると、赤ちゃんが先天性心疾患・白内障・難聴を特徴とする先天性風しん症候群をもって生まれてくる可能性があります。

同年代男性の『約 460 万人』が、過去 5 年間に抗体検査を受けました



2019 年度以降の 5 年間で、厚生労働省が風しんの拡大防止のために実施している無料の抗体検査を受けた人は、約 460 万人に上ります。

風しんは無症状でも人に感染させてしまう可能性があるため、抗体検査と予防接種により集団免疫を獲得することが重要です。

出典：厚生労働省、日本経済新聞

ステップ3：風しんの抗体がなかった場合

医療機関で『予防接種』を受けましょう！

風しんの予防接種のクーポン券の有効期限は基本的に2月末です！

厚生労働省

国立大学

感染症総合教育研究センター

本リーフレットは、厚生労働省行政調査事業員の調査・再感染症及び予防接種後、感染症研究事業「風しん属5種定期接種の対策期間延長における風しん予防接種促進に関する研究」の成果物です。

覚書

「風しんの抗体検査及び風しんの第5期の定期接種に係る委託契約書」（以下「本契約」という。）第17条に基づき、全国知事会（以下「甲」という。）と公益社団法人日本医師会（以下「乙」という。）との間に、次の条項について、覚書を交わすものとする。

（過誤のあった委託料の返還請求）

- 第1条 市区町村（以下「丙」という。）において、本契約第7条に基づく委託料の請求に過誤を認めた場合、請求を行った医療機関等（以下「丁」という。）に対して、過誤のあった支払済み額の返還を請求することができる。
- 2 前項の返還請求に当たっては、丙は代行機関を通じて行うことができる。
- 3 丁が丙に返還を行った場合、丁は丙に対して、適切な委託料を請求することができる。
- 4 前項の請求に当たっては、本契約第7条各号によることとする。

（抗体検査方法の追加）

第2条 本契約の別記「風しんの第5期の定期接種実施要領」（以下「別記」という。）第1における表に、次の検査方法を追加する。

測定キット名（製造販売元）	検査方法	抗体価（単位等）
Rubella-G アボット （アボットジャパン株式会社）	化学発光免疫測定法 （CLIA 法）	15未満 （国際単位（IU/mL））

（ワクチンの追加）

第3条 別記第2（1）イを次のとおり読み替えることとする。

「イ 集合契約における風しんの第5期の定期接種は、乾燥弱毒生麻疹風しん混合ワクチン（MR ワクチン）を使用する。ただし、乾燥弱毒生風しんワクチン（風しん単独ワクチン）を使用した場合については、代行機関による委託料の請求及び支払はできないが、風しんの抗体検査及び風しんの第5期の定期接種に係る委託契約書第7条第3項による請求を可能とする。」

（風しん抗体検査の価格の改定）

第4条 本契約別紙8について、消費税率の改定に伴い、別添のとおり改定する。

(附則)

本覚書第3条は、本契約の締結日から適用するものとする。

本覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を所持するものとする。

令和2年3月31日

甲 東京都千代田区平河町2丁目6番3号 都道府県会館6階

全国知事会

代表者 会長 飯泉 嘉門

乙 東京都文京区本駒込2丁目28番16号

公益社団法人日本医師会

代表者 会長 横倉 義武

風しん抗体検査の価格

別紙8

	HI法、LTI法	EIA法、ELFA法、CLEIA法、 FIA法、CLIA法
保健所で行う場合※ ¹	790円	2,180円
健診等の機会に行う場合	■1 ^{※3} 1,290円 (税込: 1,419円)	■2 ^{※3} 2,680円 (税込: 2,948円)
月～金曜日午前8時から午後6時までの間、または土曜日午前8時から正午までの間に医療機関を受診して行う場合（休日※ ² を除く）	■3 ^{※3} 4,930円 (税込: 5,423円)	■4 ^{※3} 6,320円 (税込: 6,952円)
上記以外の時間に医療機関を受診して行う場合	■5 ^{※3} 5,430円 (税込: 5,973円)	■6 ^{※3} 6,820円 (税込: 7,502円)

※¹ 参考価格。今回の集合契約には含まれない。

※² 日曜日、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日、1月2日、3日、12月29－31日

※³ 抗体検査の受診票における「検査番号」に相当する番号を記載。

注¹ 国保連合会に支払い事務を委託する場合には、上記価格以外に事務手数料として300円（税込）が必要となる。

注² 注¹の事務手数料は、消費税率の引上げを含め、必要に応じて価格改定を実施予定。

（別添）